

会 議 録

1 会 議 名 第三回 北九州市「雑草対策のあり方」検討会議

2 会 議 種 別 市政運営上の会合

3 議 題 第二回 検討会議資料からの修正内容
今後のスケジュール

4 開催(経過)

書面開催とし、令和8年3月3日から3月10日の期間において、意見等を聴収した。

構成員名	意見等提出日
小松構成員	3月 6日(金)
竹林構成員	3月10日(火)
原口構成員	3月 9日(月)
南構成員	3月 3日(火)
村岡構成員	3月10日(火)

5 会 議 概 要

以下の3点の資料について、事務局から資料を送付し、意見等を聴取した。

- ・ 資料1 北九州市「道路・河川・公園」雑草対策基本戦略-素案-(案)
- ・ 資料2 第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について
- ・ 基本資料集

8 会 議 経 過 下記のとおり

9 問い合わせ先 都市整備局 総務用地部 総務課 事業調整係
電話番号 093-582-2984

〈会議経過〉

【構成員】2名

意見なし

【構成員】

■資料1(北九州市「道路・河川・公園」雑草対策基本戦略-素案-(案))について
内容や文言等に異論はありません。

■資料2(第二回検討会議での構成員の意見とその対応方針(案)について)について

除草剤に関して、過去に使用を中止した経緯もありますので、市民の方々から反発されるようなご意見も含め、様々なご意見が出るのではないかと懸念しております。「農薬」という表現ではなく、「植物成長調整剤」という表現を用いることで、違った受け取られ方をする可能性があります。パブリックコメントの実施前に、そうしたご意見への対応についても十分に検討しておくべきではないかと思えます。

市民意見の個別収集において、その地域の住民の皆様が農薬使用もやむを得ないと納得できる合意形成がなされれば、使用も可能であると考えられます。

チガヤにつきましては、市内でもチガヤ群落を増やす試みがある一方で、綿毛が不快であるという側面もあります。両面についての紹介があれば、より良いのではないかと考えられます。また、他部署でも植生誘導などの実験が積極的に行われていますので、連携を図っていただくのがよろしいのではないかと考えております。

【構成員】

■資料1(北九州市「道路・河川・公園」雑草対策基本戦略-素案-(案))について
(P18)「4.枯れ始める11月～12月」との記載がありますが、考慮する場所については、できるだけ11月にも刈った方が良くと思います。翌年3月頃まで草丈の低い状態が続きますので、刈ってもすぐに伸びてしまう他の時期に刈るよりも、コストパフォーマンスが良いと考えられます。

また、中央分離帯などの目地からの雑草に対しては、刈った後すぐに土壌処理剤を散布しておくこと、再生が抑えられ、除草効果が長続きします。

(P39)「発芽期」を「出芽期」に変更した方が良くと思います。

(P45)「4.その他」につきまして、何も手を付けないと、クズなどが繁茂して美観を損ねたり、イノシシ等が出没して危険だと思えます。P38の「3.

生態系の保全」の対策として、「必要最小限の除草」との記載がありますので、同様の記載にしてはいかがでしょうか。

(P43)公園の管理につきましては、ゴルフ場のように効率的に美しく管理した方が良いと考えます。しかしながら、ゴルフ場は芝生を張り、除草剤を使用しておりますので、それらの使用が必要となると考えます。

また、公園は特に、芝生とロボット除草機を併用した管理方法が効果的であり、市民の皆様にも受け入れられやすいと思います。

■基本資料集について

(P21)下記の箇所につきましては、緑化植物の生育や衛生害虫についても触れた方が良いと思います。

「雑草は単なる景観的な問題ではなく、交通安全や治安維持にも波及する。」という表現は、「雑草は単なる景観的な問題ではなく、交通安全や治安維持、緑化植物の生育、衛生害虫など人の健康にも波及する。」の方が良いかと思われまます。

(P38)法面の面積が大きいので、今後ノシバを活用した管理を推奨します。

【構成員】

■基本資料集の「雑草の定義」の修正について

「雑草の定義」をなるべく誤解のないように明確化しておくことが、市民に対して、及び市職員や受注者などの多くの方々が今後実行をしていく上でも、重要と考えます。その場所ごとに管理を考えていく際にも、ここの部分が参照されるのではないかと思います。そこで、雑草の定義と考察の文章の更新案を検討してみましたので、参考としていただければ幸いです。加えて、雑草管理は今後他自治体においても重要な課題として検討されていくのではないかと予想いたしますが、北九州市の戦略内容が広く模範として参照されるものとなることも意識しました。

〔更新の方針〕

考察文中にある「道路や河川の場所ごとによって」、というニュアンスが現案の定義だと弱いと感じましたので、場所ごと・人の意図との関係性によって雑草と呼ぶかそうでないかが決まる状態であることをより強調する方針で案を作成しました。

案1

【雑草の定義】「道路・河川・公園空間内のそれぞれの場所に意図した緑の役割に反し、本来の機能や管理者の意図を損なう形で繁茂する草本類」

※「道路・河川・公園空間内」と明記することで、この定義が公共インフラ管理の文脈であることを理解させる意図です。これにより、民有地や農地などの異なるルールが適用される場所との誤解を防げます。

※「緑の役割」という、本来ポジティブである視点を加え、それら「意図した緑」と、それ以外(雑草)を分ける基準を明確にします。

案2

【雑草の定義】「それぞれの場所に求められる役割に反し、本来の機能や管理者の意図を損なう形で繁茂する草本類」

※「道路・河川・公園空間内」とまでは明記しません。

※緑の役割などとも明記せず、より現案からの更新部分を少なくした案。

考察の案1(修正案(下線部))

「除草剤の創製研究からみた雑草学と雑草管理」(2002 萩本)には、雑草の定義について「人類の使用する土地に発生して人類に損害を与える植物」のほか、いくつか紹介されているが、一方で「日本の植物学の父」の呼ばれた牧野富太郎博士(1862-1957)は「雑草という植物は存在しない」という言葉を残している。

例えば、「チガヤ」は、道路では伸びすぎると視認性を阻害し安全を損なう代表的な雑草であるが、河川では法面の浸食防止や緑化、生物多様性の保全に寄与する有用な在来種として扱われる。このように、雑草とは植物の種類によって決まるものでもなく、その場所で求められる役割(安全性や健全な環境維持など)に合っているか、という関係性によって決まるものである。したがって、ここでは「都市インフラの機能と役割の阻害要因」となることを前提に、上記のように定義する。

■基本資料集の取り扱いについて

基本資料集は、基本戦略の誤解を防止する・深い理解を促進するために、欠かせない資料と考えます。内容が非常に充実しており、今後の本戦略への多様なステークホルダーの参画を促す上でも有用と考えます。パブコメでの公開でもそうですが、様々な場で、できる限り基本戦略とセットで、使用・公開されるのが良いと考えます。